

ライフプランに関する 平成25年度税制改正の ポイント

平成25年1月29日に税制の改正が閣議決定され、3月29日に法律案が国会で可決・成立されました。今回の改正は、平成26年4月から始まる消費税率引き上げへの対応や、所得格差の是正などに重点がおかれています。大部分は来年以降の施行となりますが、今から理解しておくことは大切です。中でも、ライフプランに取り組むために知っておきたい日常生活に係る税制改正内容についてご説明します。

(1) 所得税

●「最高税率の引き上げ」(平成27年1月から)
平成27年分の所得より、課税対象所得額が4000万円超の場合には、新たに45%の税率が設けられます。4000万円以下の場合、現行どおりです。

(2) 贈与税

●「税率の変更」(平成27年1月から)
課税価格に対する税率・控除額は大幅に変更されます。なお、従来からの年間に

110万円までの非課税(基礎控除)措置は継続されます。また、基礎控除後の課税価格が3000万円超の場合には、税率は55%にアップされることとなります(表1参照)。

●「相続時精算課税制度(2500万円)の対象拡大(平成27年1月から)」

相続時精算課税制度は、2500万円までの贈与であれば、贈与の時点では贈与税がかからず、贈与者が亡くなった時に、改めて相続税の精算を行うもので、遺産総額が相続税の基礎控除(後述・表4参照)以下の場合には非課税となる良い制度です。改正後は、贈与者および年齢が現行の65歳以上の親から、60歳以上の親と祖父母(追加)まで、受贈者の範囲も20歳以上の子と孫(追加)まで、拡大されます。

●「子や孫に対する教育資金贈与の非課税制度」(平成25年4月から27年12月末まで)

親や祖父母が子や孫の教育資金に充てる目的で、信託銀行などの金融機関に金銭を信託した場合、子や孫1人につき1500

表1 贈与税 税率の変更

■現在			■平成27年1月から(右記以外)			■平成27年1月から(20歳以上の者が父母・祖父母から贈与を受ける場合)		
基礎控除後の課税価格	税率	控除	基礎控除後の課税価格	税率	控除	基礎控除後の課税価格	税率	控除
200万円以下	10%	—	200万円以下	10%	—	200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円	300万円以下	15%	10万円	400万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	400万円以下	20%	25万円	600万円以下	20%	30万円
600万円以下	30%	65万円	600万円以下	30%	65万円	1000万円以下	30%	90万円
1000万円以下	40%	125万円	1000万円以下	40%	125万円	1500万円以下	40%	190万円
1000万円超	50%	225万円	1500万円以下	45%	175万円	3000万円以下	45%	265万円
			3000万円以下	50%	250万円	4500万円以下	50%	415万円
			3000万円超	55%	400万円	4500万円超	55%	640万円

表2 税率の計算式

例 所得税率が10%の場合、
復興特別所得税を上乗せした
合計税率は？

答 合計税率は 10.21%

計算式

$$10\% \times \left(1 + \frac{2.1}{100}\right) = 10.21\%$$



万円（学校以外に支払う教育費は500万円）まで贈与税が課せられないことになりました。ただし、子や孫が30歳になるまでの教育費であることが条件となります。学校以外の教育費の具体例については、学習塾や予備校、ピアノや水泳教室などの習いごとにかかる費用が対象となります。

(3) 復興関連税

平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が交付されました。それに伴い復興関連税が創設されました。

●「復興特別所得税」（平成25年1月から平成49年12月までの25年間）

所得税額の2・1%を上乗せして徴収されることになりました（表2参照）。

●「復興特別住民税」（平成26年6月から10年間）

住民税に一律1000円を上乗せして徴収されることになっています。

(4) 相続税

税率のアップ、基礎控除額の縮小など、増税の方向で税率構造が見直されました。

一方、「相続時精算課税制度」の対象拡大や「小規模宅地特例の拡充」など、相続税の軽減措置も盛り込まれています。

●「税率の変更」（平成27年1月から）

最高税率は55%へ上昇することになります

表3 相続税 税率の変更

■現在

法廷相続分に基づく 取得金額	税率	控除
1000万円以下	10%	—
3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1700万円
3億円超	50%	4700万円

■平成27年1月から

法廷相続分に基づく 取得金額	税率	控除
1000万円以下	10%	—
3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1700万円
3億円以下	45%	2700万円
6億円以下	50%	4200万円
6億円超	55%	7200万円

す。ただし、2億円以下の課税額については現行どおりとなっています（表3参照）。
●「基礎控除額の縮小」（平成27年1月から）
基礎控除額が、現行の「5000万円+

表4 相続税の改正

	現在	平成27年1月から
基礎控除	5000万円+1000万円×法定人数	3000万円+600万円×法定人数
最高税率	50%	55%
未成年者控除	20歳に達するまでの年数×6万円	20歳に達するまでの年数×10万円
障害者控除	85歳に達するまでの年数×6万円 *特別障害者は12万円	85歳に達するまでの年数×10万円 *特別障害者は20万円
小規模宅地等の 特例の限度面積 (土地評価額)	・居住用240㎡（80%減額） ・事業用400㎡（80%減額） ・貸付用200㎡（50%減額） ・複数用途の宅地がある場合、限度面積を調整 居住用と事業用の併用は400㎡まで（80%減額）	・居住用330㎡（80%減額） ・事業用400㎡（80%減額） ・貸付用200㎡（50%減額） ・居住用と事業用については完全併用可（最大730㎡）、但し、貸付用の宅地がある場合は限度面積を調整（80%減額）

1000万円×法定相続人数」から、「3000万円+600万円×法定相続人数」に下がることになっています。これにより、課税対象者は増えることが想定されます（表4参照）。

適用要件：親名義の二世帯住宅を子が相続する場合

現在	二世帯住宅の内部で行き来ができず、親と子の居住スペースがつながっていない場合、同居していたとはいえ、小規模住宅特例の適用が受けられない。
平成27年1月から	親との同居の条件において「居住スペースがつながっている」という条件が撤廃される。小規模住宅特例の適用が受けられる。

●「小規模宅地特例の要件緩和」（平成27年1月から）

- ・適用限度面積の引き上げ
- ・居住用宅地（親の自宅敷地）、事業用宅地（店舗の敷地）、貸付事業用宅地（貸しアパートの敷地）などを子が相続する場合、一定の要件の下で、土地の相続税対象額を減額できる制度です。

現行では、居住用宅地が240㎡まで評価額の80%を、事業用宅地が400㎡まで同80%を、貸付事業用宅地が200㎡まで同50%を、それぞれ減額できる仕組みになっていますが、新制度では、居住用宅地の評価額80%減額の面積が、上限330㎡に拡大されます。また、居住用宅地と事業用宅地（貸付事業を除く）の併用については、最大で730㎡まで、評価額の80%減額が可能となります（前ページ掲載の表4参照）。

・適用要件の緩和

親の自宅敷地を子が相続する場合、現行では、子は相続開始前から「親と同居」し、かつ相続税の申告期限までその敷地を所有しつつ居住を継続するなど、さまざまな要件が必要となっています。新制度では、適用面積の拡大に加えて、適用要件も緩和されます。以下に、その内容を記載します。

〈親名義の二世帯住宅を子が相続する場合〉

1棟の2世帯住宅の場合、被相続人と親族の居住部分が行き来できない完全分離型であっても、新制度では特例の適用が受けられることとなります（上表参照）。

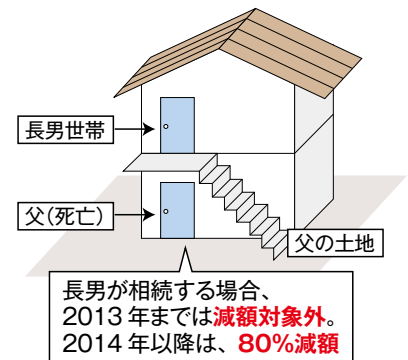
適用要件：老人ホーム入所後に相続発生の場合

現在	平成27年1月から
①親が身体・精神上の理由で介護を受ける必要があり、老人ホームに入所した。	①親に介護が必要のため老人ホームに入所した。
②親が老人ホームに入所後、新たに自宅を他人の居住などに使わせていない。	②自宅が有償、無償を問わず、貸し付けなどの用途に使われていない。
③親がいつでも帰って生活できるよう、自宅建物の維持管理が行われていた。	
④親や親族によって、老人ホームの所有権・終身利用権が取得されていない。	

老人ホーム入所後に相続発生の場合、老人ホームに入所したことにより、居住の用に供されなくなった家屋（空き家）の敷地であっても、左表の適用要件①と②（平成27年1月から）の要件が満たされる場合、新制度では、特例が適用できることとなります。現行の要件だった、「老人ホームの所有権や終身利用権を取得していないこと」が外され、所有権や終身利用権を取得しても適用できることとなります（左表参照）。

完全分離の二世帯住宅もOK

例：1階に父母世帯、2階に長男世帯が住んでいて、内階段がなくて完全に区分されている住宅



(5) 住宅関連

住宅の取得やリフォームに課される所得税の控除額が拡充されます（平成26年4月から）。

●「住宅ローン控除の延長・限度額拡大」

住宅ローンを利用して住宅を購入、新築または増築工事をしたとき、一定の要件を満たせば入居した年から10年間にわたり、支払った所得税の還付を受けることができる住宅ローン控除の適用期限が、平成29年12月31日まで延長されます。

また、住宅取得後、平成26年4月から平成29年までの間に、その住宅に入居した場合の最大控除額等が拡大されることになっています（次ページ掲載の表5参照）。

●「認定長期優良住宅の新築等に係る所得税額控除（自己資金型）の拡充」

自己資金による購入者が適用を受けられる措置も拡充されます。また、対象住宅に認定低炭素住宅が加わります（次ページ掲載の表6参照）。

●「既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額控除（リフォーム減税）の拡充」

〈自己資金型〉

耐震改修工事、省エネ改修工事、バリアフリー改修工事を行った場合の工事費等の10%相当を所得税額から減税する措置が拡充されます。また、これらの措置を併用した場合の各税額控除額の合計額に対する限

表5 住宅ローン減税の改正

■一般の住宅

居住年	平成26年3月末まで	平成26年4月*1～ 平成29年12月
借入限度額	2000万円	4000万円
控除率	1.0%	1.0%
各年の控除限度額	20万円*3	40万円*3
最大控除額	200万円	400万円

■長期優良住宅*2

居住年	平成26年3月末まで	平成26年4月*1～ 平成29年12月
借入限度額	3000万円	5000万円
控除率	1.0%	1.0%
各年の控除限度額	30万円*3	50万円*3
最大控除額	300万円	500万円

- *1 消費税の税率が8%または10%適用である場合の金額であり、5%適用の場合には平成26年3月末までの限度額となる。
- *2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅をいう。
- *3 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額については、所得税額から控除しきれなかった部分の一定額（当該年分の所得税の課税所得金額等の5%、最高97,500円）を限度に、翌年度分の個人住民税から控除することができます。この場合の市区町村への申告は不要です。消費税の税率が8%または10%の適用の場合は平成26年4月から平成29年12月までの入居は住民税の控除額の上限は136,500円に引き上がります。
また、所得税と住民税から控除しても、なお控除しきれない金額がある場合には、給付措置を実施することが併せて予定されており、今年の夏頃に示されることになっています。

■東日本大震災の被害者等の場合

居住年	平成26年3月末まで	平成26年4月～ 平成29年12月
借入限度額	3000万円	5000万円
控除率	1.2%	1.2%
各年の控除限度額	36万円	60万円
最大控除額	360万円	600万円

*住宅の取得の際に適用された消費税率によらず、入居時期のみによって判定する。

表6 認定長期優良住宅の新築等に係わる特例措置（自己資金型）

対象住宅	控除内容	平成26年3月末 まで	平成26年4月～ 平成29年12月
認定長期優良住宅	控除対象限度額	500万円	650万円
	控除率	10%	10%
	控除限度額	50万円	65万円
認定低炭素住宅	控除対象限度額	—	650万円
	控除率	—	10%
	控除限度額	—	65万円

度額も拡充されたため、より使い勝手のよい制度となります（次ページ掲載の表7参照）。

〈ローン型〉
省エネ改修工事・バリアフリー改修工事（特定増改築等）を行った場合のローン残高の一定割合を所得税額から控除する措置についても拡充されます（次ページ掲載の表8参照）。

⑥ 消費税・その他

●「消費税」

消費税は現行の5%から、平成26年4月

より8%、平成27年10月より10%と、段階的に税率がアップする予定です。なお、食料品など品目別の軽減措置は、今後検討されることとなっています。

●「自動車関連」

平成26年4月からの消費税増税に合わせて、各種の自動車関連税が廃止や軽減される予定です。

- ・自動車取得税の廃止（平成26年4月より）
- ・消費税増税に合わせて廃止されることになっています。

- ・自動車重量税の軽減（平成27年10月より）

消費税10%の施行に伴い、軽減されること

とになっています。細目は、今後決定されることとなっています。

●「少額投資非課税制度（日本版ISA）」

日本版ISA（Individual Savings Accounts）とは、平成26年1月から導入が予定されている投資信託や少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税制度です。

投資信託や上場株式から生じる所得への課税は平成26年（2014年）より、現在の10%から20%（復興特別所得税別）になります。日本版ISAを利用することで、毎年上限100万円の非課税投資枠を使った投資ができることになります。非課税期

表7 既存住宅に係る特定の改修工事の特例措置（自己資金型）

区分	控除内容	平成26年3月末まで	平成26年4月*1～平成29年12月
①耐震改修工事	工事限度額	200万円	250万円
	控除率	10%	10%
	控除限度額	20万円	25万円
②省エネ改修工事	工事限度額	200万円 (300万円)*2	250万円 (350万円)*2
	控除率	10%	10%
	控除限度額	20万円 (30万円)*2	25万円 (35万円)*2
③バリアフリー改修工事	工事限度額	150万円	200万円
	控除率	10%	10%
①+②+③の併用	控除率	10%	10%
	控除限度額	15万円	20万円
①+②+③の併用	控除率	10%	10%
	控除限度額	40万円 (50万円)*2	70万円 (80万円)*2

*1 消費税の税率が8%または10%適用である場合の金額であり、5%適用の場合には平成26年3月までの限度額となる。
*2 カッコ内の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合。

間は5年目の年末までで、投資枠の利用合計額は最大500万円になります。なお、新規投資できる期間は、平成35年（2023年）12月まで10年間となっています。ただし、平成39年（2027年）まで継続する5年間の非課税期間は有効となります。そのイメージは下記図1のとおりです。

今回の税制改正は、多くの種類の税が対象となります。この他にも法人関連として、法人税、事業承継税、研究開発税などの様々な改正があります。財務省ホームページに

表8 既存住宅に係る特定の改修工事の特例措置（ローン型）

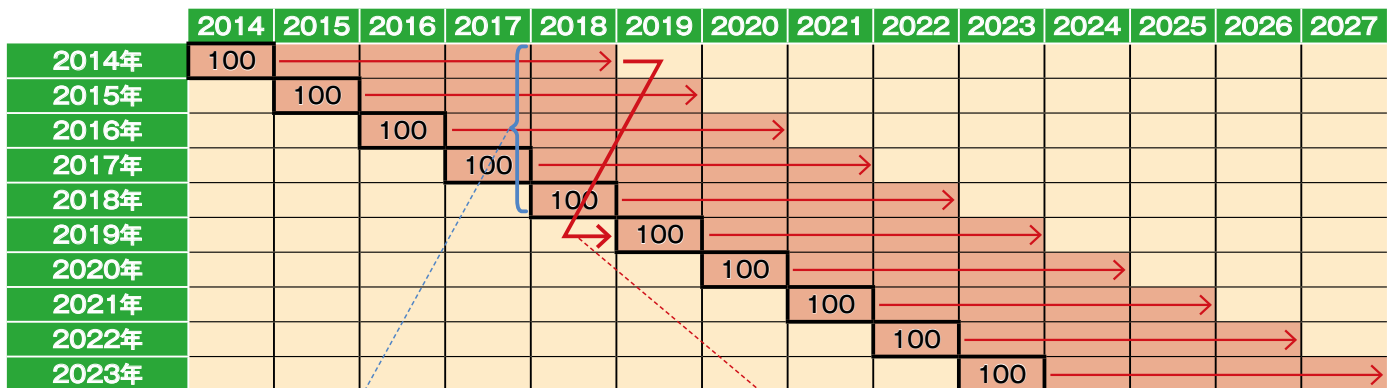
区分	控除内容	平成26年3月末まで	平成26年4月～平成29年12月
省エネ改修工事及びバリアフリー改修工事	工事限度額	200万円	250万円
	控除率	2.0%	2.0%
	各年の控除限度額	4万円	5万円
その他の工事	借入限度額	800万円	750万円
	控除率	1.0%	1.0%
	各年の控除限度額	8万円	7.5万円
最大控除額（5年間）		60万円	62.5万円

*消費税の税率が8%または10%適用である場合の金額であり、5%適用の場合には平成26年3月までの限度額となる。

制改正の概要が掲載されています。正しい知識をもち対応していくことが大切と思われます。また、施行するまでの動きに注意し、メディアやネットなどから、適宜情報を入手し、把握しておくことが必要です。

記事の内容は執筆時点（平成25年6月中旬）のもので、今後、変更されることもあり、のでご注意ください。

図1 日本版ISAのイメージ図



■ は非課税
非課税 (ISA) 口座内の保有額は、各年、新規投資100万円以内、合計で500万円以内

5年経過後、100万円を上限に2019年の非課税投資枠に移すこともできる。但し、年間合計額500万円以内。